

平成 28 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間								
<p>1. トン数標準税制 (海上運送法第 38 条に規定する課税の特例)</p>	<p>【平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日】 【対象事業者】船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 【適用期間(拘束期間)】5 年間 【対象船舶】日本船舶のみ(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は下表)</p> <p>【課せられる要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本船舶を 5 年間で 2 倍以上 ▶ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を訓練 ▶ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を雇用 ▶ 日本人船員を減少させない <table border="1" data-bbox="890 427 1233 622"> <tr> <td>～1,000N/T</td> <td>¥120</td> </tr> <tr> <td>1,000～10,000N/T</td> <td>¥90</td> </tr> <tr> <td>10,000～25,000N/T</td> <td>¥60</td> </tr> <tr> <td>25,000N/T～</td> <td>¥30</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【平成 25 年 4 月 1 日～】 【対象事業者】船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 【適用期間(拘束期間)】5 年間 【対象船舶】日本船舶(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず) 準日本船舶[※](100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍) ※準日本船舶: 一定要件を満たした自社仕組船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで(但し日本船舶+準日本船舶で 450 隻が上限)。</p> <p>【課せられる条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本船舶を 9 年間で 3.2 倍以上(新規加入者は 5 年間で 2.2 倍以上) ▶ 毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を訓練 ▶ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を雇用 ▶ 毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を雇用 ▶ 日本人船員を減少させない 	～1,000N/T	¥120	1,000～10,000N/T	¥90	10,000～25,000N/T	¥60	25,000N/T～	¥30	<p>平 21(22).4.1～</p> <p>平 25(26).4.1～</p>
～1,000N/T	¥120									
1,000～10,000N/T	¥90									
10,000～25,000N/T	¥60									
25,000N/T～	¥30									
<p>2. 船舶の特別償却 関係法令</p>	<p>外航環境低負荷船(日本船舶、外国船舶ともに 10,000G/T 以上) 特 償 率 : 日本船舶 18/100、外国船舶 16/100 要 件 : H27 年度税制改正の結果、従来の要件に加え次の要件追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EEDI^{※1}を海防法^{※2}で定める規制値より 2%上乗せ適用 (H27.1.1 以降の新造船契約分/H27.9.1 以降に EEDI 規制適用となる船種については H27.9.1 以降の新造船契約分) ・ バラスト水処理装置を設置(H27.4.1 以降の新造船契約分) <p>なお、トン数税制の適用事業者の船舶特償適用は不可</p> <p>※1 EEDI:エネルギー効率設計指標 ※2 海防法:「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」</p> <p>内航環境低負荷船(300G/T 以上) 特 償 率 : 16/100(但し、環境負荷低減に著しく資する船舶は 18/100) 要 件 : H27 年度税制改正の結果、従来の要件に加え次の要件追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LED 照明器具 ・ 船舶自動識別装置 ・ 加水分解型の摩擦抵抗低減塗料 	<p>平 27.4.1～平 29.3.31</p>								

平成 28 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
3. 特定資産の買換特例(圧縮記帳制度) 関係法令	船舶から船舶(譲渡差益の80%を圧縮記帳) 買換え資産(船舶)に対して新造船・中古船とも環境負荷低減型の設備要件あり 買換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていること H26 年度税制改正の結果、上記に加え次の要件追加 外航船舶(買換資産) 次の船舶はバラスト水処理装置を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ H27.1.1 以降に建造契約する新造船 ・ H27.1.1 以降に取得する中古船 内航船舶(買換資産) 次の環境負荷低減型の環境設備を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機関又は推進装置 ・ LED 照明器具 ・ 船舶自動識別装置 ・ サイドスラスター (2,000G/T 未満 選択項目、2,000GT 以上 必須) 内外航共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 (参考) 作業船も新規適用 譲渡資産: 船齢 45 年以上除外 買換資産: 船齢 耐用年数以内 主機関に NOx 放出量削減型主機関の設置	平 26.4.1～平 29.3.31
4. 中小企業投資促進税制 (中小企業による機械装置等の取得に係る特例)	取得価額×30/100の特別償却又は取得価額×7/100の税額控除 (資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ) 1)機械装置 …(取得価額160万円以上)(リース費用総額210万円以上) 2)電子計算機等及び一定のソフトウェア …(取得価額120万円以上)(リース費用総額160万円以上) 3)船舶(内航貨物船) …(基準取得価額=取得価額×75%) 4)トラック車両 …(車両総重量3.5トン以上)	平 26.4.1～平 29.3.31
5. 特定外国子会社等の所得の合算課税	特定の外国子会社等の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税する。	
6. 登録免許税の課税の特例 関係法令	軽減後の税率(本則 4/1000) (1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得をする国際船舶(中古船)の所有権の保存登記…船舶価額の 3.5/1000 (2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記…債権金額又は極度金額の 3.5/1000 H28 年度税制改正の結果、次の条件を満たすものが対象 対象船舶: ・新造船 ・中古船(従来の船齢制限を撤廃) 要件等: ① 新造船、中古船ともに 10,000G/T 以上 ② 中古船は寄港国検査(ポートステートコントロール)による拘留履歴がないこと	平 28.4.1～平 30.3.31
7. 特別修繕準備金	修繕費用×事業年度の月数/60 か月×3/4	

平成 28 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
8. 船舶の耐用年数	・油そう船 13 年 ・薬品そう船 10 年 ・その他のもの 15 年	
9. とん税、特別とん税	(1)とん税 1 純トン (開港の入港毎) 16 円 (開港ごと1年分)48 円 (2)特別とん税 1 純トン 20 円 60 円	
10. 固定資産税の課税の特例措置 <u>関係法令</u>	1) 船舶 課税標準 (1) 内航船舶 価格の 1/2 (2) 外航船舶 価格の 1/6 (3) 国際船舶 価格の 1/18 2) 外航用コンテナ 課税標準 価格の 4/5	- - 平 24~平 29 年度分 恒久化
11. 地球温暖化対策のための課税の特例(免税・還付)	石油石炭税(2,040 円/KL)に特例を設け、CO2 排出量に応じた税率を上乘せ分の還付 原油・石油製品 平成 24 年 10 月 1 日~ 2,290 円/1KL 特例:250 円/KL の還付 平成 26 年 4 月 1 日~ 2,540 円/1KL 特例:500 円/KL の還付 平成 28 年 4 月 1 日~ 2,800 円/1KL 特例:760 円/KL の還付(~ H29.3.31) 【特例対象】内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油及び軽油	平 26 年 4 月 1 日 ~平 29 年 3 月 31 日
12. 軽油引取税船舶(日本籍船)への免税措置	船舶・自動車などのエンジンの燃料に(動力源に)使用する軽油の購入者などにかかる税金でキロリットル(KL)当り 32,000 円が課される(地方税法)。 船舶に対する課税は、平成 21 年度税改で道路特定財源(目的税)が廃止されたことに伴い従来からの課税免税根拠が失われたが、激変緩和措置として地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置が講じられている。 ○内貨軽油(船舶の動力源に使用する場合) 外国籍船 : 輸出免税 日本籍外航船舶 : 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置 内航用 : 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置	平 27 年 4 月 1 日 ~平 30 年 3 月 31 日